

この財務規程は、以前のすべての文書より優先される。  
2024年1月23日理事会にて更新

## 序文

京都国際フランス学園（Lycee Français International de Kyoto（以下「LFIK」））は、海外フランス教育庁（Agence pour l'Enseignement Français à l'Etranger（以下 AEFE））のネットワークの一部である。LFIKは、AEFEと関西保護者会（以下 APEK）の間で締結された協定に基づき、APEKにて運営されている。

LFIKへの入学および就学は、以下に挙げる規程事項の全面的な承諾の下に成立する。

- 理事会および APEK の決定事項
- 本校内規則
- 本財務規程

## 1. 費用

2024-2025 年度		年学費 (円)
初回登録料	企業	¥390 000
	家族	¥150 000
	6/30以降レイト・コンファメーション-追加料金	¥50 000
連帯基金	年間寄付金	¥5 000
<u>学費</u>	年間管理費 (企業)	¥300 000
幼児教育科	TPS, PS, MS, GS	¥800 000
初等教育科	CP, CE1, CE2, CM1, CM2	¥820 000
中等教育課程	6ème, 5ème, 4ème	¥900 000
	3ème	¥920 000
高等教育課程	2nde	¥990 000
	1ère	¥1 100 000
	Terminale	¥1 150 000
弁当代	幼児教育科の月額弁当代	¥11 000
	初等教育科, 中等教育課程, 高等教育課程の月額弁当代	¥15 500
放課後アクティビティ (APS) APSに基づく料金 (EDUKA 参照)	APS 1 時間 - 月額の最低料金	¥3 000
	APS 1 時間半 - 月額の最低料金	¥4 500
スポーツ活動 (AS)	AS 年間契約	¥10 000
	AS 1 時間 - 月額	¥3 000
	AS 1 時間半 - 月額	¥4 500
エチュード/ギャルドリ (幼稚園)	エチュード 1 時間 (月極)	¥2 200
	エチュード 1 時間 (アラカルト)	¥1 600
	ギャルドリ 1 時間 (月極)	¥1 500
	ギャルドリ 1 時間 (アラカルト)	¥1 200
	早朝ギャルドリ 07H50-08H20 (月極)	¥1 000
	早朝ギャルドリ 07H50-08H20 (アラカルト)	¥800

## 2. 初回登録料

初回登録料は、過去、現在、将来の投資に対する保護者の拠出金である。従って、初回登録料は、インフラストラクチャーの恩恵を受ける生徒と直接関係する。

初回登録料は、LFIK に入学する各生徒の初回入学時に支払う。この費用が支払われるまで、生徒の入学は確定しない。

1年以上の中断を経て再入学する場合、再入学時に再度初回登録料の支払いが課されるものとする。

初回登録料は譲渡することはできず、いかなる場合も払い戻すことはできない。

初回登録料は、生徒の登校初日までに一括で全額支払が課されるものとする。

レイト・コンファメーション

2024 年 9 月に就学する児童生徒の初回登録料金が 2024 年 6 月 30 日以降に支払われた場合、50,000 円が増額される。

初回登録料の支払いは、本財務規程を受諾したものとみなされる（第三者の雇用主による支払い、または AEFÉ 奨学金システムによる支払いは、支払いと同等であり、また本財務規程を受諾したものとみなされる）。

## 3. 連帯基金

連帯基金への寄付は、在籍する生徒全員に義務付けられている。この基金は困難な家庭を支援するものとする。本規程の最後の項を参照のこと。

## 4. 学費

京都国際フランス学園の授業料は無料ではなく、授業料は毎年 APEK 理事会によって毎年決められる。

授業料は次の費用を含む。

- 授業料
- 教材の貸与
- 宿泊を伴わない修学旅行、教育活動プロジェクト：ただし、プロジェクトや修学旅行によっては、寄付を依頼する場合がある
- 保育用品、ノート、小学校の教科書の貸し出し
- 基本的な学資保険
- 中学修了（義務教育修了）を認めるブルヴェ国家資格、および高等学校教育の終了を認証するバカロレア国家資格の受験料。生徒が学校に入学した後は払い戻しできない

学費に含まれないものは以下の通り。

- 弁当代

- 文学・その他の作品
- 放課後アクティビティ (APS)
- スポーツ活動 (AS)
- 休暇中のアクティビティスクール
- 文具
- 生徒の健康保険

## 5. 管理費

管理費は、企業／法人が取り扱う請求書の特定処理に対応するものである。子ども 1 人につき年に一度請求される。

両親のどちらか一方の雇用主が学費の一部または全額を負担している家庭の代理として、企業に請求される。

## 6. 弁当代

昼休みに、学校で食事をする生徒は、昼食を持参するか、弁当サービスを利用することができる。このサービスは年間を通して利用できる。

登録は EDUKA を通じて 1 年単位で行われ、年度途中での契約やキャンセルは可能である。開始した学期途中で行ったキャンセルについては、その学期が終了するまで全額支払うものとする。登録またはキャンセルを希望する場合は、[secretariat@lfikyoto.org](mailto:secretariat@lfikyoto.org) 宛てにメールで通知すること。キャンセルは、その学期の授業最終日の 15 日前までに連絡すること。

2024 年 9 月の 1 ヶ月間は試用期間とする。使用期間終了後のキャンセルは、試用期間終了の 5 日前までに、[secretariat@lfikyoto.org](mailto:secretariat@lfikyoto.org) 宛てにメールで通知すること。その場合、試用月の 1 ヶ月間のみ請求される。

弁当の種類は生徒のクラスによって異なる。LFIK では、アレルギーやその他の食事制限を考慮した個別のメニューを提供することはできない。

申し込みは月曜日から金曜日の 5 日分となる。単発日のキャンセルは受け付けない。

## 7. オプションサービス

### 7.1. 満三歳児以下 (TPS) の生徒の受け入れについて

幼稚園部は通常、学年が始まる年に満 3 歳に達した子供が対象であるが、校長が認め、空席がある場合に限り、2 歳児はトレプティセクション (TPS) に入園することができる。

この場合、AEFE の補助金を受けることはできないが、京都市の補助を受けることができる場合がある。

## 7.2. ギャルドリとエチュードについて

登録は2ヶ月ごとで、EDUKA を通じて行う。途中解約も可能である。  
途中退会・解約は可能であるが、2ヶ月分まとめた支払いとなる。  
登録またはキャンセルは [viescolaire@ifikyoto.org](mailto:viescolaire@ifikyoto.org) 宛てにメールで通知をすること。  
キャンセルは、その学期の最終登校日の8日前までにメールで通知のこと。

授業や放課後活動の最終時間以降に生徒を迎えに来た保護者が何度も遅刻を繰り返した場合、遅刻1回につき1時間分料金のペナルティーが課される。また、LFIKでの保護者会、教師のミーティング、その他の会合中のギャルドリもしくはエチュードの預かりについては、アラカルトの料金となる。

ギャルドリへの登録は15日間の支払い期限付きで2ヶ月ごとに別途請求される。

## 7.3. 放課後アクティビティ (APS)

登録はEDUKA を通じて行われる。

セッションの期間（通年または短期）は、登録時に指定される。  
請求はセッションの期間に基づいて行われる。一か月の料金は授業日数（休祝日）に関係なく設定されるものとする。

登録は年間登録とする。セッション期間中のキャンセルはできず、料金は全額支払いとする。ただし、生徒が当校を永久に退学する場合はその限りではない。

初回レッスンは体験となり、定員の範囲内で他のアクティビティに変更することは可能であるが、体験期間後の申し込みや変更は、各アクティビティごとに条件（料金、期間、教材、定員数など）が異なるため受け入れないものとする。

アクティビティによっては、特別な用品や用具を自費で購入する必要がある場合がある（開始前に連絡する）。

LFIKに通学していない生徒については、事務局が認めることを条件に、APSに登録することができる。その場合、保険料および特定の事務手続きに関する追加登録料が請求される。  
APSへの登録は15日間の支払い期限付きで2ヶ月ごとに別途請求される。

## 7.4. スポーツ活動 (AS)

登録はEDUKA 経由で行い、月会費の他に年会費の支払いが別途必要。請求は10ヶ月の月単位である。月額額は勤務時間数（休日、祝日）に関係なく設定される。

**AS** への加入期間は通年で、途中解約はできず、料金は、生徒が永久退学する場合を除き、全額を支払うものとする。

一時的な欠席の場合、その期間の長短にかかわらず、学費の減額を受けることはできない。

ASへの登録は15日間の支払い期限付きで2ヶ月ごとに別途請求される。

## 7.5. LFIK の 1ère および Terminale における未教育言語および専門科目の提供

保護者からの要望があり、学校長の承認があれば、CNED が通信教育を提供できる場合に限り、学校で教えている言語以外の言語を選択することができる。

CNED 料金は、現行の CNED 料金と為替レートに基づき、各家庭が支払うものとする。

LFIK が教えていない言語を選択することで、LFIK はこの科目が生徒の学校記録に含まれるようにするための事務的なフォローアップにのみ責任を持つことを、保護者は留意し、承諾すること。教育面は CNED が担当する。

保護者が希望し、LFIK が有能な人材を見つけることができた場合、CNED と協力して有料の個人指導を行うことができる。教育的責任は CNED にある。LFIK はこのサービスの利用可能性を保証することはできない。この個人指導の料金条件は、ケースバイケースで検討される。

奨学金は、当校が提供する言語と専門分野にのみ適用される。

このサービス（CNED、個人指導）は年単位で提供され、キャンセルや払い戻しはなく、15 日間の期限付きで別途請求書が発行される。

## 7.6. 休暇中のアクティビティスクール

このサービスは、子供が最低遂行人数に達した場合に限り、学校の休暇中に保護者に提供される。

入学手続きは学校事務局を通して行われ、スクール開始前に発行される請求書が全額支払われた後に確定される。未払いの場合、アクティビティスクールへ参加することはできない。

## 8. 保険

全生徒は、CGEA と契約し、学費に含まれる基本的な民事賠償責任保険（Formule A）に加入する。

保険の詳細については、以下を参照のこと；

[https://www.expatscare.com/assets/documents/Brochure\\_Assurance\\_Scolaire\\_Internationale\\_Eleve.pdf](https://www.expatscare.com/assets/documents/Brochure_Assurance_Scolaire_Internationale_Eleve.pdf)

## 9. 就学に伴う一般費用

CNED、AESH（障害を持つ生徒のための付添い人）、休暇中のアクティビティスクールの費用は、学費には含まれない。

語学検定試験（英語は TOEFL または TOEIC、日本語は JLPT）の申し込みは任意である。費用は各家庭が負担するものとする。

APEK は、教科書や貸与品の紛失・破損、または学校の備品や施設の破損があった場合、紛失・破損品の交換または修理にかかる費用の全額または一部を、家庭に請求する権利を有する。

これらの費用は別途請求され、15 日以内に支払うものとする。

## 10. 年度途中の入学または退学

年度途中の入学または退学をした学期は全額支払うものとする。

一時的な欠席の場合、その期間や理由がいかなるものであれ、学費や弁当代金、その他の課外費請求の減額を受けることはできない。

奨学金を受給している生徒が在学中に入学または退学する場合、学費と弁当代金は同じ規則に従って請求される。

### 10.1. 年度途中の退学

年度途中で退学する場合  
遅くとも退学日の 15 日前までに LFIK 事務局に書面にて連絡すること。

- 事務局による確認
- 退学前に校長とアポイントメントを取る。
- 退学の 2 日前までに教科書とその他の備品をすべて返却する。
- 財務部で清算する。
- 退学証明書（EXEAT）と学校ファイルの受け取りを事務局に予約する。

退学証明書と学校ファイルは、LFIK の経理部門が学費とその他の費用が支払われていること、すべての教科書が返却されていることを確認した後、保護者に渡される。

年度途中の退学で過払いが発生した場合は、学費のみ以下を減額して払い戻される

- 試験料（DNB & Baccalauréat）
- 学校図書
- 連帯基金への拠出金

### 10.2. 年度途中の入学

年度途中に入学した生徒は、EDUKA を通じて登録しなければならない。



入学日に応じて発行される請求書（DPI、学費、弁当代金、その他）を全額支払い、サービスの内容に応じて開始される期間の支払いが完了した後、登録が有効となる。

## 11. 支払条件

学校暦は9月から6月まで（10ヶ月）とする。学年度の開始が8月末、または終了が7月初めの場合でも、授業日数に変更はない。

下記の支払い条件は、学費と弁当代のみに適用され、分離することはできない。

デフォルトの支払い方法は「四半期ごと」となる。

期間	対象月	支払期日
第1四半期	9月24日から12月24日まで	2024年10月31日
第2四半期	1月25日から3月25日まで	2025年1月31日
第3四半期	4月25日から6月25日まで	2025年4月30日

### 月払い

EDUKA への登録・再登録時に、月々の分割払いが可能である。

この場合、支払期日は10月から7月までの毎月15日となる。

このオプションでは、追加の事務・財務コストに対応するため、請求書総額の3%の追加料金が発生する。

### 年払い

学生がEDUKAに登録または再登録する際に、支払い方法を年単位化することもできる。

この場合、支払期限は2024年10月15日となる。

このオプションを選択すると、事務・財務作業が軽減されるため、請求書総額から3%の割引が適用される。

支払い方法の選択は、登校日前にEDUKAで生徒を登録または再登録する際に、保護者が行わなければならない。EDUKAの該当欄に記入がない場合、または記入に誤りがある場合は、事実上、標準的な支払方法（学期ごと）が適用される。

請求書発行後、お支払い方法を変更する場合は、事務手数料として30,000円を支払うものとする。

奨学金保有者の場合、支払い方法は自動的に四半期ごととなる。

現金での支払いは、当校の財務部でのみ受け付けることとする。

当校口座へのユーロでの送金は、事前に総務・財務部長（[daf@ifikyoto.org](mailto:daf@ifikyoto.org)）の同意があれば可能である。使用される為替レートは、理事会が決定したユーロ/日本円レートとする。振込みにかかる費用（引き落とし口座への振込みと入金口座への振込み）は振込む側の負担となる。

## 12. 過払い金

過払い金（支払い後に払い戻し可能なオプションサービスのキャンセル、助成金の遡及配分、既に支払われた請求書の誤りなど）は、その家族がLFIKに子供を預けている限り、立替金とみなされる。

退学が決定し、前払い金がある場合は、退学手続きが完了した時点で請求することができ、家族の銀行口座情報を含む完全な請求後、最長 2 ヶ月以内に支払われる。

1 万円未満の過払い金は寄付金とみなされ、退学後の 8 月末に当校の所有となる。これを超える過払い金は寄付金とみなされ、さらに 2 年後に当校の財産となる。

## 13. 支払い困難と遅延

学費の納入は、会社からの納入も含め、学校運営に不可欠なものであるため、学費未納によって義務を放棄する家庭は、学校の財政均衡を危うくする。

このような理由から、この財務規程では、学校を機能させるため、また支払い期日を守っている家庭に対する公平性を考慮し、すべての人が示された支払い期日を守るよう求めている。

保護者が経済的に困難な場合、支払い猶予の正式な要請を E メール ([daf@lfik.org](mailto:daf@lfik.org)) にて総務・財務部長に提出する必要がある。

支払期日に支払いがない場合

- 支払期限または未払い金額の 10% の遅延損害金が自動的に適用される
- 3 回の督促を経ても延滞金が支払われない場合、オプションサービスから除外されることがある
- 3 回以上督促が続いた場合、次年度の入学を断ることがある
- 督促状が 3 回続いた後、学費が未納となった場合、理事会の決定により、問題が解決されるまで、その学年の間、当該生徒が学校から除外されることがある

## 14. 経済支援

### 14.1. 大家族向け割引

大家族の場合、子供たちが LFIK で同時に学校に通う場合、同じ家族の 3 番目の子供からは 5%、4 番目の子供からは 10% の学費が免除される。

### 14.2. AEFE 奨学金

毎年、AEFE は、就学年度開始の暦年に 3 歳以上であり、継続的に就学し、領事館に登録されているフランス国籍の子供に対し、就学援助金を授与している。これらの助成金は、AEFE が定める条件と基準に従って授与される。

前年度の第 1 回入学キャンペーンに加え、AEFE は夏期または年度初めに第 2 回入学キャンペーンを実施する。一旦交付された助成金は、AEFE の基準に従い、当該年度の全額に遡及する。ただし、最終的な配分が確定していない限り、家庭への請求額は通常通り、すべて家庭の負担となる。遡及して奨学金が支給される際に判明した余剰金額は、その後払い戻される。



奨学金申請書は、在日フランス大使館の定める手続きに従って回収し、大使館の定める期限までに返送しなければならない。

詳細は、大使館ウェブサイト：<https://jp.ambafrance.org/-Boursesscolaires-1809->、LFIK ウェブサイト：<https://www.lfikyoto.org/bourses-scolaires/>、AEFE ウェブサイト：<https://www.aefe.fr/scolarite/bourses-scolaires/> を参照のこと。

### 14.3. 連帯基金

国籍を問わず、連帯基金への申請を希望する家庭は、申請書（事務局で入手可能）に記入しなければならない。

申請書は、APEK 運営委員会、事務・財務担当理事、学校長の 3 者でサポート委員会を構成し、共同で審査されます。この委員会の目的は、公平かつ公正に連帯基金を管理することである。

連帯基金は AEFE の助成金に取って代わるものでも、それを補うものでもない。

また、以下を除く。

- 委員会が有益と判断する家庭状況に関する経済的情報の提供を希望しない家庭
- APEK が指定する第三者への援助を拒否する家庭

翻訳による誤解が生じた場合、フランス語の財務規定のみが参照となる。

#### 定義

##### 24/25 四半期

- 第 1 四半期：9 月 24 日から 12 月 24 日までの 4 カ月間
- 第 2 四半期：1 月 25 日から 3 月 25 日までの 3 カ月間
- 第 3 四半期：3 月 25 日から 6 月 25 日までの 3 カ月間

##### 2 ヶ月間 24/25

- 9 月 24 日 / 10 月 24 日
- 11 月 24 日 / 12 月 24 日
- 1 月 25 日 / 2 月 25 日
- 3 月 25 日 / 4 月 25 日
- 5 月 25 日 / 6 月 25 日

#### 未入金・未払い

請求書の支払期日から7日以内に支払われない場合、未払いとみなす。